

## 市施設の休止・再開方針（令和3年9月2日）

（前回からの変更点に下線）

### 1 休止・再開方針

「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」において、県民に対し、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第45条第1項に基づき、生活に必要な場合を除き、徹底した外出の自粛を要請している。また、市内の感染者も、これまでにない勢いで増加し、医療を圧迫しており、感染抑制のために市として強い措置を講じる必要がある。このため、一部施設については、以下のとおり休止する。

併せて、今後の感染拡大・抑制を想定し、他の施設においても段階的に休止・再開する目安を設け、施設の休止・再開の基準とする。

### 2 休止施設の対応

#### （1）休止期間

再開基準を満たすまで

#### （2）休止施設

休止施設一覧表（令和3年9月2日）のとおりに

#### （3）利用予約について

ア 休止期間中の既予約は、以下の利用を除いて原則キャンセルとする。

- ・営利目的で貸し出している興行等の利用
- ・キャンセルに伴って市民生活に大きな影響がある利用
- ・キャンセルに伴って利用者への金銭的補償が必要となる利用
- ・大規模大会等、調整が非常に困難な利用

イ 休止期間中の新規予約は受け付けない

ウ 休止対応に基づくキャンセル及び自粛による自己都合のキャンセルについては、キャンセル料やペナルティーを科さないとともに、料金収納済みの場合は還付する。

### 3 利用可能施設における20時以降の対応について

市の施設を民間事業者等が利用している場合、20時以降の営業については見合わせるよう働きかけること。

## 4 施設の休止・再開基準

施設の休止・再開に当たって、施設ごとの特性を考慮した2段階の施設休止レベルを設け、新規陽性者数等を目安とし、施設の休止・再開の基準とする。

	休止基準	再開基準
レベル1	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態宣言が適用されていないこと</li> <li>・新規陽性者数が週100人（月曜日～日曜日）を下回ることを目安とし、市内新型コロナウイルス感染症等入院受入医療機関の状況を総合的に勘案し、再開して問題ないと判断できること。</li> </ul>
レベル2	新規陽性者数が2日連続で100人以上となった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態宣言が適用されていないこと</li> <li>・新規陽性者数が週300人（月曜日～日曜日）を下回っていることを目安とし、市内新型コロナウイルス感染症等入院受入医療機関の状況等を総合的に勘案し、再開して問題ないと判断できること。</li> </ul>

- ・緊急事態宣言が適用となっている期間は、レベル1、2いずれの施設においても、休止とする。
- ・既にある休止期限の5日前までを目安に、次期の休止・再開の方針を発表する。
- ・「緊急事態宣言は適用されていないが、本市における新規陽性者数や入院受入医療機関の状況等を総合的に勘案し、施設の休止を延長する場合」は、既に設定した休止期間を14日間延長する。
- ・施設を再開する場合には、可能な限り早期に再開するものとするが、施設の判断により、数日間の再開準備期間を設ける。
- ・利用者等の利便性を考慮し、施設ごとに休止期間を延長することも可能とする。